製造物責任法における「製造物」「欠陥」「製造業者等」

１　製造物責任法２条について

製造業者等(ⓒ)は,その引き渡した製造物(ⓐ)の欠陥（ⓑ）により，他人の生命，身体又は財産を侵害したときは，これによって生じた損害を賠償する責任があります(製造物責任法３条)。これらⓐ～ⓒの定義を定めているのが製造物責任法 2 条であり，同条によって本法の適用範囲が画されます。今回は，製造物責任法２条の一般的な解釈と関連する若干の裁判例を紹介します。

２　ⓐ製造物

第２条第１項　この法律において「製造物」とは，製造又は加工された動産をいう。

「製造物」の要件は，①動産であること，②製造又は加工されていることの２点です。

①動産であること

「動産」とは，不動産を除くすべての有体物です（民法 85 条，86 条)。したがって，㋐土地，建物等の**不動産**は本法の製造物とはならず,㋑電気，熱，音等の**無体物**も本法でいう製造物とはなりません。反対に，空気，ガス，蒸気等の気体は有体物であり，製造物の要件たる動産に含まれます。

㋐不動産についての注意点

羽目板，ひさし，鉄骨，アスファルト等は不動産の一部を構成しており，独立の動産ではありません。しかし，引渡しの時点で動産であれば，引渡しの時点を基準として本法が適用されるものと考えられています（これに対し，建物その他土地の定着物は取引法の観点から不動産とされているに過ぎず，各構成部分は製造物責任法の観点からは動産としての性質を失わないと説明されることもあります。升田純「詳解製造物責任法」207 頁，1997 年，商事法務研究会)。

㋑無体物についての注意点

無体物でやや複雑なのは，ソフトウェアです。ソフトウェア自体は無体物ですが，ソフトウェアが組み込まれ一体として機能する機械等の動産は製造物であり，ソフトウェアの不具合が製造物自体の欠陥となる場合があります。さらに微妙なのは，ＣＤ－ＲＯＭ等の記憶媒体です。これらは単なる容器であり，一体として１個の動産を構成するものではないというのが一般的な解釈のようですが（岡村久道「製造物責任法（ＰＬ法）入門」http://www.law.co.jp/okamura/PL_Law/），線引きはかなり困難であると思われます。

②製造又は加工されていること

製造，加工について本法に定義はありません。一般に「製造」は「材料に手を加えて新たな物品を作り出すこと」,「加工」は「材料に工作を加え，その本質は保持させつつ新しい属性を付加し，価値を加えること」などといわれます。

したがって，改良・改造は「加工」にあたるのに対し，修理・補修・整備は「加工」にはあたりません。

加工品と未加工品との区別が微妙な例をいくつか紹介します。

しばしば議論になるのは，農林畜水産物や鉱物等の自然産物です。一般的には，調味，加熱，粉引，搾汁等は「加工」にあたり，採取，冷蔵，冷凍，切断，乾燥は「加工」にあたらないとされています（経済企画庁国民経済局消費者行政第一課編「逐条解説製造物責任法」61 頁，1994 年，商事法務研究会)。

しかし，冷凍・乾燥でも，その過程で物の性質が変化するような場合は「加工」であり，切断でも，刺身にしたり，家庭で食用にできる程度に肉類を切断するのは「加工」であるとする見解もあります（これに対し，魚を三枚におろしたり，果物をカットして提供する程度では物の性質に変化がないので,「加工」にはあたりません。升田・前掲書 221～222 頁，216 頁～217 頁)。

自然産物の製造物性が争われた珍しい裁判例として，イシガキダイをアライ・兜焼き等にして客に提供したところ，客がシガテラ毒素を原因とする食中毒に罹患したという事件で，東京地判平成 14 年 12 月 13 日（判例時報 1805 号 14 頁）は，調理師の製造物責任を肯定しました。兜焼きの製造物性が問題なく肯定される事案であったため，刺身を氷水で締めただけのアライについても製造物性を認める趣旨か実は判然としませんが，掲載誌コメントは「白身魚の刺身を冷水で締めた料理であるアライについても加工に当たると評価することができる」としています。

３　ⓑ欠陥

第２条第２項　この法律において「欠陥」とは，当該製造物の特性，その通常予見される使用形態，その製造業者等が当該製造物を引き渡した時期その他の当該製造物に係る事情を考慮して，当該製造物が通常有すべき安全性を欠いていることをいう。

①欠陥の概念と種類

ここでいう「欠陥」とは，製品が通常有すべき安全性を欠いていることをいいます。講学上，㋐製造上の欠陥，㋑設計上の欠陥，㋒指示・警告上の欠陥があるとされ，本法の「欠陥」はこのすべてを含みます。

②考慮要素

欠陥判断の考慮要素として，法は「製造物の特性」，「通常予見される使用形態」，「当該製造物を引き渡した時期」，「その他当該製造物に係る事情」を挙げています。

③「製造物の特性」

例えば，包丁が鋭利であることや花火から火が出ることは「製造物の特性」からして「欠陥」には当たりません（岡村・前掲）。危険発生の蓋然性と危険の程度を中心に，㋐製造物の価格，㋑製造物の効用・有用性，㋒製造物の表示，㋓製造物の耐用期間等を総合考慮して判断します。

㋐製造物の価格

当該製造物が中古品で特に安価な場合，整備点検の責任は買主にあるとして売主や製造業者の責任が否定されることがあります（横浜地判昭和 49 年 12 月 19 日判例タイムズ 323 号 229 頁）。

㋑製造物の効用

失明，起立歩行不能の副作用を伴う胃腸薬について欠陥を認めた事例（福岡地判昭和 53 年 11 月 14 日判例時報 910 号 33 頁），斑状菌が発生する濃度のフッ素を含む水道水であるとしても水道水の供給を継続する利益が優先されるとして，水を供給した事業者の責任を否定した事例（大阪高判平成元年 6 月 20 日判例時報 1266 号 54 頁）は，いずれも危険の程度と製造物の効用を比較衡量して欠陥の有無を判断しています。

㋒製造物の表示

米国で販売されている同一成分の製品と比べて外箱の警告が不十分であったとして製造業者の責任を肯定した事例（東京地判平成 3 年 3 月 28 日判例時報 1381 号 21 頁），リフトの取扱説明書で詳細に危険の説明がされているとして製造業者の責任を否定した事例（岐阜地大垣支判昭和 60 年 4 月 25 日判例時報 1169 号 105 頁）があります。

指示・警告上の欠陥の有無が争点となった最近の事例として，小学校の学校給食用食器が割れて破片が飛び散り，児童が眼を負傷した事件で，裁判所は設計上の欠陥を否定しつつ，食器が割れた場合の危険性について十分な警告がなかったとして，指示・警告上の欠陥を認めました（奈良地判平成 15 年 10 月 8 日判例時報 1840 号 49 頁）。

この事件では，強化耐熱ガラス食器が割れにくい反面，いったん割れた場合の危険性が通常の陶磁器等よりはるかに高いという特質があることからすれば，後者の点について特に注意喚起し，十分な警告をする必要があったとされています。

㋓耐用年数

耐用期間が近くても，実際の使用頻度が少なかったことから「なお相当の時間の操業をなしうるはず」だったとして，製造業者の責任を肯定した事例があります（大阪高判昭和 59 年 1 月 25 日判例時報 1113 号 80 頁）。

④「通常予想される使用形態」

想定される使用者の能力，製品の特性等から予見できる範囲の誤使用は，「通常予想される使用形態」に含まれます（経企庁・前掲書 70 頁）。したがって，本来の用途外の使用による事故でも，それが合理的に予見できる範囲である限り，直ちに本法の適用が排除されることにはなりません。

例えば，矢の先にゴム製の吸盤がついた玩具のアーチェリーを人に向けて放つことはそもそも用途外の使用といえますが，それが子供用玩具であり，幼児等によるかかる使用も予見できたとすれば，吸盤が容易に外れるのは製品としての基本的な安全性を欠くということになります（大阪地判昭和 61 年 2 月 14 日判例時報 1196 号 132 頁）。

他方で，ポテトチップスの袋の角が目に当たって負傷したとしても，「生後 6～7 か月の乳児が袋

を手に持って遊ぶことを通常予想して製造販売されるものとはいえ」ず（東京地判平成7年7月24日判例タイムズ903号168頁），机の転倒事故が「机にぶら下がるなどという，本件机の本来の使用方法とは明らかに異なった行動をとったために発生した」場合も，製造物責任は否定されます（福島地郡山支判平成7年7月25日判例時報1552号103頁）。

⑤「引渡し時期」

引渡し時点の社会通念に基づいて要請される安全性の程度，技術的実現可能性等が基準となります（経企庁・前掲書71頁）

⑥その他当該製造物に係る事情

行政上の安全基準に適合している場合は，最低限の安全性が認められるので，通常は欠陥がないと判断されます。しかし，鹿児島地判平成20年5月20日（判例時報2015号116頁）は，2歳10月の幼児が直径 40㎜ のカプセル玩具を誤飲した事故で，当該カプセル玩具の大きさが国内及び国際的な誤飲防止の基準（直径31．7～31．8㎜）に適合していたにもかかわらず，「三歳未満の幼児の口腔内に入る危険，…窒息を引き起こす危険を有しており」，設計上の欠陥があったとしています（過失相殺7割）。控訴審で和解が成立しましたが，原審の判断に対する評価は分かれ得るところです。

４　ⓒ製造業者等

第2条第3項　この法律において「製造業者等」とは，次のいずれかに該当する者をいう。
一　当該製造物を業として製造、加工又は輸入した者（以下単に「製造業者」という。）
二　自ら当該製造物の製造業者として当該製造物にその氏名，商号，商標その他の表示（以下「氏名等の表示」という。）をした者又は当該製造物にその製造業者と誤認させるような氏名等の表示をした者
三　前号に掲げる者のほか，当該製造物の製造，加工，輸入又は販売に係る形態その他の事情からみて，当該製造物にその実質的な製造業者と認めることができる氏名等の表示をした者

①業として製造，加工又は輸入した者（1号）

製造，加工業者に加え，輸入業者も「製造業者」に含まれます。

「業として」とは，「反復継続して」という意味です。反復継続の意思があれば，実際に反復継続したことは必要でなく，営利性も要件とされていません。したがって，慈善団体が無償配布用の製品を反復継続の意思をもって初めて製造する場合も，当該団体は「製造業者」に該当します。

②製造業者として表示をした者・製造業者と誤認させるような表示をした者（2号）

「製造元」「輸入元」等の表示はもちろん，特に肩書きを付することなく自己の氏名やブランド，略称，通称を表示した場合も「誤認させるような表示をした者」として本号に該当します。典型的には，ＯＥＭ商品やプライベートブランドの販売者が想定されています。

③実質的な製造業者と認めることができる表示をした者（3号）

流通に関する事情からみて，「実質的な製造業者と認めることができる氏名等の表示をした者」は，製造業者と同一の責任を負います。単なる「販売者」「発売元」の表示だけでは，本号には該当しません。

本法施行前の事例ですが，医薬品の販売業者につき，国内における源泉的供給者であること，自らも製造業者として製造・検査能力を備えていること，能書き等に製造者名と並んで販売者名を記載していること等から，製造・輸入業者と同様の注意義務を認めた裁判例が多数あります（福岡地判昭和53年11月14日判例時報910号33頁，東京高判昭和63年3月11日判例時報1271号3頁）。

最近では，「発売者」として表示されている者が加工材料を仕入れて製薬会社に滅菌・袋詰めを依頼し，独自の商品名で健康食品として販売していた事案で，発売者が本号の製造業者等であると認定されています（名古屋地判平成19年11月30日判例時報2001号69頁）。

弁護士　　馬　場　　陽
（愛知県弁護士会所属）